

金沢市地域生活支援事業実施要綱

(平成18年10月1日決裁)

改正 平成19年4月1日決裁
平成19年7月1日決裁
平成22年4月1日決裁
平成24年4月1日決裁
平成24年7月1日決裁
平成25年4月1日決裁
平成26年4月1日決裁
平成27年3月31日決裁
平成27年12月31日決裁
平成28年3月31日決裁
平成30年3月23日決裁

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児（以下「障害者等」という。）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施することにより障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第2条 市長は、法第77条の規定による地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 相談支援事業
- (2) 成年後見制度利用支援事業
- (3) 意思疎通支援事業
- (4) 重度障害者日常生活用具給付等事業
- (5) 手話奉仕員養成研修事業
- (6) 移動支援事業
- (7) 地域活動支援センター事業

- (8) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業
 - (9) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業
 - (10) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
 - (11) 福祉ホーム事業
 - (12) 訪問入浴サービス事業
 - (13) 日中一時支援事業
 - (14) 社会参加促進事業
- (重度障害者日常生活用具給付等事業)

第3条 市長は、障害者又は障害児の保護者から申請があった場合において、当該申請に係る障害者等の障害の状況からみて、当該障害者等が日常生活用具の給付又は修理（以下「用具の給付等」という。）を必要とする者である旨の決定（以下「給付決定」という。）をしたときは、当該障害者又は障害児の保護者（以下「給付決定障害者等」という。）に対し、用具の給付等を行う。ただし、当該申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は当該障害者若しくは障害児の保護者と同一の世帯に属する者（障害者にあつては、その配偶者に限る。）について、申請のあった月の属する年度（申請のあった月が4月から6月までの間にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。第9条第4項第2号及び第3号において同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額（同法第314条の7第1項並びに同法附則第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定による控除をされるべき金額があるときは当該金額を加算し、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。以下同じ。）が46万円以上である場合における当該障害者又は障害児の保護者にあつては、この限りでない。

2 前項の規定により用具の給付等を受けた給付決定障害者等は、用具の給付等を受けた月（以下「給付月」という。）につき、同一の月に用具の給付等を受けた用具について、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した額を当該用具の給付等を行った事業者へ支払わなければな

らない。

(1) 当該用具の給付等に要した費用の合計額

(2) 用具の給付等に通常要する費用の額を勘案して別に市長が定める額（その額が現に当該用具の給付等に要した費用の額を超えるときは、当該現に用具の給付等に要した費用の額。以下「用具の給付等に係る基準額」という。）を合計した額から、当該給付決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して次項で定める額（当該額が、用具の給付等に係る基準額を合計した額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額。以下この項及び次項において「自己負担額」という。）を控除して得た額

3 前項第2号に規定する自己負担額は、次の各号に掲げる給付決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 18,600円

(2) 給付決定障害者等及び当該給付決定障害者等と同一の世帯に属する者（障害者にあつては、その配偶者に限る。）が給付月の属する年度（給付月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下この号及び第9条第4項第4号において同じ。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該給付決定障害者等又は給付決定障害者等及び当該給付決定障害者等と同一の世帯に属する者が給付月において被保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいい、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者を含む。第9条第4項第4号において同じ。）若しくは要保護者（生活保護法第6条第2項に規定する要保護者をいい、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を必要とする状態にある者を含む。第9条第4項第4号において同じ。）である者（前号に定める額を負担上限月額としたならば保護（生活保護法第2条に規定する保護をいい、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を含む。以下この号及び第9条第4項第4号において同じ。）を必要とする状態となる者であ

ってこの号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものに限る。)である場合における当該給付決定障害者等 零

4 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる障害者等に係る給付決定障害者等にあつては、用具の給付等に要する費用から用具の給付等に係る基準額を控除した額を支払わなければならない。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の所持者で、当該手帳に記載されている級別が1級又は2級のもの

(2) 石川県知事が交付する療育手帳(以下「療育手帳」という。)の所持者で、当該手帳に記載されている程度記号がAのもの

(地域生活支援サービスの利用決定)

第4条 第2条第6号、第7号、第12号及び第13号に掲げる事業(以下「給付対象事業」という。)に係るサービス(以下「地域生活支援サービス」という。)を利用しようとする障害者又は障害児の保護者は、市長の地域生活支援サービスの利用に係る決定(以下「利用決定」という。)を受けなければならない。

(利用決定の手続)

第5条 利用決定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、地域生活支援事業利用申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書(様式第1号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、当該申請に係る障害者等の介護を行う者の状況、当該障害者等又は障害児の保護者の給付対象事業の利用に関する意向その他の市長が定める事項を勘案して利用決定を行うものとする。

3 市長は、利用決定を行う場合には、地域生活支援サービスごとに月を単位として市長が定める期間において地域生活支援サービスを利用することができる量(以下「利用量」という。)を定めるものとする。

4 市長は、利用決定を行ったときは、当該利用決定を受けた障害者又は障害児の保護者(以下「利用決定障害者等」という。)に対し、次に掲げる事項を記載した地域生活支援事業利用決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)を交付するものとする。

(1) 利用決定を行った地域生活支援サービスの種類

(2) 利用量

(3) 利用決定の有効期間(次条に規定する利用決定の有効期間をいう。)

(利用決定の有効期間)

第6条 利用決定は、市長が定める期間（以下「利用決定の有効期間」という。）内に限り、その効力を有する。

(利用決定の変更)

第7条 利用決定障害者等は、現に受けている利用決定に係る地域生活支援サービスの種類、利用量その他の市長が定める事項を変更する必要があるときは、地域生活支援事業利用変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書（様式第3号）により、市長に対し、当該利用決定の変更の申請をすることができる。

2 市長は、前項の申請又は職権により、第5条第2項の市長が定める事項を勘案し、利用決定障害者等につき、必要があると認めるときは、地域生活支援事業利用者負担額減額・免除等変更決定通知書（様式第4号）により、利用決定の変更の決定を行うことができる。

3 第5条第3項の規定は、前項の利用決定の変更の決定について準用する。

(利用決定の取消し)

第8条 市長は、次に掲げる場合には、利用決定を取り消すことができる。

(1) 利用決定に係る障害者等が、地域生活支援サービスを利用する必要がなくなったと認めるとき。

(2) 利用決定障害者等が、利用決定の有効期間内に、本市以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき（利用決定に係る障害者が特定施設（法第19条第3項に規定する特定施設をいう。）に入所することにより本市以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。）。

(3) その他市長が必要と認めるとき。

(地域生活支援給付費の支給手続)

第9条 市長は、利用決定障害者等が、利用決定の有効期間内において、第12条第1項の規定による登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）から当該登録に係る地域生活支援サービス（以下「登録地域生活支援サービス」という。）を受けたときは、当該利用決定障害者等に対し、当該登録地域生活支援サービス（利用量の範囲内のものに限る。）に要した費用（食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち市長が定める費用（以下「特定費用」という。）を除く。）について、地域生活支援給付費を支給する。

2 登録地域生活支援サービスを受けようとする利用決定障害者等は、登録事業者に決定通知書を

提示して当該登録地域生活支援サービスを受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

3 地域生活支援給付費の額は、登録地域生活支援サービスを受けた月（以下「利用月」という。）につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 同一の月に受けた登録地域生活支援サービスについて、地域生活支援サービスの種類ごとに登録地域生活支援サービスに通常要する費用（特定費用を除く。）につき、別表に定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該登録地域生活支援サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に登録地域生活支援サービスに要した費用の額とする。以下「登録地域生活支援サービス基準額」という。）を合計した額

(2) 当該利用決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して次項に定める額（当該額が前号に掲げる額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額。以下この項及び次項において「自己負担額」という。）

4 前項第2号に規定する自己負担額は、次の各号に掲げる利用決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号から第4号までに掲げる者以外の者 18,600円

(2) 利用決定障害者等のうち障害者であって、当該利用決定障害者等及び当該利用決定障害者等と同一の世帯に属する配偶者について利用月の属する年度（利用月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が16万円未満であるもの 9,300円

(3) 利用決定障害者等のうち障害者の保護者であって、当該利用決定障害者等及び当該利用決定障害者等と同一の世帯に属する者について利用月の属する年度（利用月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が28万円未満であるもの（前号及び次号に掲げる者を除く。）
4,600円

(4) 利用決定障害者等及び当該利用決定障害者等と同一の世帯に属する者（障害者にあつては、その配偶者に限る。）が利用月の属する年度（利用月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該利用決定障害者等又は利用決定障害者等及び当該利用決定障害者等と同一の世帯に属する者が利用月において被保護者

若しくは要保護者である者（第1号から第3号までに掲げる区分に応じ当該各号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であってこの号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものに限る。）である場合における当該利用決定障害者等 零

- 5 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる障害者等に係る利用決定障害者等に対して支給する地域生活支援給付費の額は、登録地域生活支援サービス基準額の100分の100に相当する額とする。
 - (1) 身体障害者手帳の所持者で、当該手帳に記載されている級別が1級又は2級のもの
 - (2) 療育手帳の所持者で、当該手帳に記載されている程度記号がAのもの
 - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の所持者で、当該手帳に記載されている障害程度等級が1級のもの
 - (4) 第2条第7号に掲げる事業を利用する障害者等
- 6 利用決定を受けた障害者等が登録事業者から登録地域生活支援サービスを受けたときは、市長は、当該利用決定を受けた障害者等に係る利用決定障害者等が当該登録事業者を支払うべき登録地域生活支援サービスに要した費用（特定費用を除く。）について、地域生活支援給付費として当該利用決定障害者等に支給すべき額の限度において、当該利用決定障害者等に代わり、当該登録事業者を支払うことができる。
- 7 前項の規定による支払があったときは、利用決定障害者等に対し地域生活支援給付費の支給があったものとみなす。

（地域生活支援給付費の額の特例）

第10条 市長が、災害その他の特別な事情があることにより、地域生活支援サービスに要する費用を負担することが困難であると認めた利用決定障害者等が受ける地域生活支援給付費の支給について前条第3項の規定を適用する場合においては、同項第2号中「いう。）」とあるのは、「いう。）」の範囲内において市長が定めた額」とする。

（地域活動支援センターI型の事業に係る地域生活支援給付費の支給の特例）

第11条 市長は、利用決定障害者等が、利用決定の有効期間内において、登録事業者から当該登録に係る第2条第7号に掲げる事業のうち、地域活動支援センターI型の事業（地域生活支援事業実施要綱（平成18年厚生労働省障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に規定する地域活動支援センターI型の事業をいう。）に係るサービスを受ける場合においては、第9条第1項又は第6項の規定にかかわらず、別表に定める額を当該登録事業者を支払うことをもって、同条第1項又は第6項の規定による

支給又は支払に代えることができる。

2 第9条第7項の規定は、前項の規定による支払があった場合について準用する。

(登録事業者の登録)

第12条 第9条第1項の登録事業者の登録は、給付対象事業を行う者の申請により、地域生活支援サービスの種類及び地域生活支援サービスを行う事業所ごとに行う。

2 前項の規定に基づき登録事業者の登録を受けようとする者は、地域生活支援事業者登録申請書(様式第5号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、登録すべきものと決定したときは、地域生活支援事業者登録決定通知書(様式第6号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(変更の届出等)

第13条 登録事業者は、当該登録に係る申請事項に変更があったときは、速やかに、地域生活支援事業者登録内容変更届(様式第7号)により、市長に届け出なければならない。

2 登録事業者は、当該給付対象事業を廃止し、休止し、若しくは再開するときは、あらかじめ、地域生活支援事業廃止・休止・再開届出書(様式第8号)により、市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第14条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録事業者に係る第12条第1項の登録を取り消すことができる。

(1) 登録事業者が、不正の手段により第12条第1項の登録を受けたとき。

(2) 地域生活支援給付費の請求に関し不正があったとき。

(3) 登録事業者が、地域生活支援サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

(不正利得の返還)

第14条の2 市長は、偽りその他不正な手段により登録地域生活支援サービスを受けた者があるときは、その者から当該登録地域生活支援サービスに相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、登録事業者が偽りその他不正の行為により、地域生活支援給付費の支給を受けたときは、当該事業者から当該給付費に相当する額の返還をさせることができる。

(報告の徴収等)

第14条の3 市長は、必要があると認めるときは、障害者等、障害児の保護者、障害者等の配偶者若しくは障害者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、登録事業者若しくは登録事業者であった者若しくは当該登録に係る登録地域生活支援サービスを行う事業所の従業者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、地域生活支援事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 金沢市手話通訳者派遣事業運営要綱（平成15年4月1日決裁）

(2) 金沢市要約筆記者派遣事業運営要綱（平成15年4月1日決裁）

(3) 金沢市重度身体障害者日常生活用具給付事業実施要綱（平成8年3月25日決裁）

(4) 活字読みとり音声システム購入費助成事業要綱（平成12年3月15日決裁）

附 則（平成19年4月1日決裁）

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 改正後の第3条第1項の規定は、平成19年4月1日以後において障害者又は障害児の日常生活用具の給付又は修理に係る申請をする障害者又は障害児の保護者について適用する。

附 則（平成19年7月1日決裁）

1 この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

2 改正後の第3条第1項の規定は、平成19年7月1日以後において障害者又は障害児の日常生活用具の給付又は修理に係る申請をする障害者又は障害児の保護者について適用する。

附 則（平成22年4月1日決裁）

1 改正後の第3条第3項の規定は、平成22年4月1日以後において障害者又は障害児の日常

生活用具の給付又は修理に係る給付決定をする障害者又は障害児の保護者について適用する。

- 2 改正後の第9条第4項の規定は、平成22年4月1日以後に行われる地域生活支援サービスに適用し、同日前に行われた地域生活支援サービスについては、なお従前の例による。

附 則（平成24年4月1日決裁）

- 1 この要綱は平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第2項及び第3項の規定は、平成24年4月1日以後において障害者又は障害児の日常生活用具の給付又は修理に係る給付決定をする障害者又は障害児の保護者について適用する。
- 3 改正後の第9条第3項及び第4項並びに第10条の規定は、平成24年4月1日以後に行われる地域生活支援サービスに適用し、同日前に行われた地域生活支援サービスについては、なお従前の例による。

附 則（平成24年7月1日決裁）

- 1 この要綱は平成24年7月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第1項の規定は、平成24年7月1日以後において障害者又は障害児の日常生活用具の給付又は修理に係る申請をする障害者又は障害児の保護者について適用する。
- 3 改正後の第9条第4項及び第10条の規定は、平成24年7月1日以後に行われる地域生活支援サービスに適用し、同日前に行われた地域生活支援サービスについては、なお従前の例による。

附 則（平成25年4月1日決裁）

改正後の金沢市地域生活支援事業実施要綱の規定は、平成25年4月1日以後において地域生活支援事業の利用を申請する障害者又は障害児の保護者について適用する。

附 則（平成26年4月1日決裁）

改正後の金沢市地域生活支援事業実施要綱の規定は、平成26年4月1日以後において地域生活支援事業の利用を申請する障害者又は障害児の保護者について適用する。

附 則（平成27年3月31日決裁）

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市地域生活支援事業実施要綱の規定は、平成27年4月1日以後において地域生活

支援事業の利用を申請する障害者又は障害児の保護者について適用する。

附 則（平成27年12月31日決裁）

- 1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存する改正前の様式第1号及び様式第3号の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成28年3月31日決裁）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月23日決裁）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第9条、第11条関係）

その1 地域生活支援事業に要する費用の額

1 移動支援事業

区 分 \ 時 間	0.5時間まで	0.5時間を超え 1時間まで	1時間を超え 1.5時間まで
	身体介護を伴うもの	1,540円	3,081円
身体介護を伴わないもの	1,078円	2,022円	2,834円

区 分 \ 時 間	1.5時間を超え 2時間まで	2時間を超え 2.5時間まで	2.5時間を超え 3時間まで
	身体介護を伴うもの	6,162円	7,702円
身体介護を伴わないもの	3,553円	4,272円	4,991円

備考

- 3時間を超える利用に係る費用の額は、2.5時間を超え3時間までの額に、それぞれ3時間を超える部分につき0.5時間ごとに718円を加算した額とする。
- サービスの利用時間が午前8時から午後6時まで以外の場合は、上記の費用に1.25を乗じた額（この額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）とする。

2 地域活動支援センター事業

区 分 \ 時 間	利用時間4時間未満の場合	利用時間4時間以上の場合
	地域活動支援センター	1,375円

備考

- 地域活動支援センター又は近隣の入浴施設において、利用者に入浴サービスの提供を行い、かつ、地域活動支援センターの職員の介助又は見守りを行った場合は、1日につき513円を加算した額とする。
- 障害者等の心身の状況、家族等の状況からみて送迎を行うことが必要であると認められる障害者等に対し、その居宅と地域活動支援センターとの間の送迎

を行った場合は、片道につき553円を加算した額とする。

3 訪問入浴サービス事業

回 区分	1回につき
全身入浴サービス	12,500円
清拭・部分浴	8,750円

4 日中一時支援事業

時間 区分	4時間未満	4時間以上 8時間未満	8時間以上
重心加算のないもの	1,519円	3,049円	4,570円
重心加算のあるもの	3,594円	7,189円	10,783円

備考 この表において「重心加算」とは、重症心身障害児（者）（重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児（者）をいう。）であって、医療機関である事業者においてサービスの提供を受けたものをいう。

その2 地域活動支援センターI型の事業に係る支払額

1 登録事業者につき 月額 1,694,000円